

遠賀町男女共同参画推進研修参加補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、男女共同参画を推進する人材を育成するため、男女共同参画に関する研修（以下「研修」という。）に参加する町民に対し、町が交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる研修（以下「補助対象研修」という。）は、福岡県内で開催され、宿泊を伴わないもので、次に掲げるものとする。

- (1) 福岡県、地方公共団体、男女共同参画センター等が主催するもの
- (2) その他町長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、町内に居住する者又は町内の事業所に勤務する者で、男女共同参画の社会づくりに関心があり、町内でその成果を積極的に生かしている者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費は、研修に要した往復の交通費に相当する額とし、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の額の算定に当たっては、JR遠賀川駅から研修会場までの最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

(補助の上限額)

第5条 補助の上限額は、1回の申請につき、3,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、遠賀町男女共同参画推進研修参加補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、遠賀町男女共同参画推進研修参加補助金交付決定（不決定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象研修に参加した後、速やかに遠賀町男女共同参画推進研修参加補助金実績報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の規定により実績報告書を提出した交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、遠賀町男女共同参画推進研修参加補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金を返還させることができる。

- (1) 不正に補助金の申請をしたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助対象研修に参加しなかったとき。
- (4) その他町長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号

(第6条関係)

様式第2号

(第7条関係)

様式第3号

(第8条関係)

様式第4号

(第9条関係)